

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成27年4月24日
【四半期会計期間】	第41期第1四半期（自平成25年2月1日至平成25年4月30日）
【会社名】	株式会社石井表記
【英訳名】	ISHII HYOKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 石井 峯夫
【本店の所在の場所】	広島県福山市神辺町旭丘5番地
【電話番号】	084(960)1247（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 松井 忠則
【最寄りの連絡場所】	広島県福山市神辺町旭丘5番地
【電話番号】	084(960)1247（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 松井 忠則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

1. 訂正の経緯

当社連結子会社であるJapan Philippines Nameplates, Inc.（以下、「JPN」という）の月次損益報告において平成26年7月に交際費の異常値を認識し、JPNの管掌取締役であった元常務取締役および元JPN社長から説明を受けたものの、その回答に疑念を持ち、平成26年12月25日に内部調査委員会を設置し、当該海外子会社における経費、資産、給与処理の調査および主要取引先との取引状況の確認を行うことといたしました。

内部調査委員会は現地調査を実施し、その結果、元常務取締役および元JPN社長に不正の疑義が認められ、平成27年3月16日、当社は内部調査委員会より調査結果を記載した内部調査報告書を受領いたしました。

内部調査委員会の内部調査報告書を受け、当社の元常務取締役が関与したことによる重要性に鑑み、過去に提出いたしました四半期報告書に記載されている四半期連結財務諸表に含まれる不適切な会計処理を訂正し、四半期報告書の訂正報告書を提出することを、平成27年3月20日の取締役会の承認を経て決定いたしました。

2. 会計処理

当社連結子会社において発生した外注費、交際費、人件費を発生した時期ごとに貸付金に振り替え、貸倒引当金繰入額（営業外費用）として全額貸倒引当金を計上いたします。

これらの決算訂正により、当社が平成25年6月14日に提出いたしました第41期第1四半期（自平成25年2月1日至平成25年4月30日）に係る四半期報告書の記載事項の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

また、四半期報告書の記載内容に係る訂正箇所についてはXBRLの修正も行いましたので、併せて修正後のXBRLデータ一式（表示情報ファイルを含む）を提出いたします。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
 - (1) 経営成績の分析
 - (5) 継続企業の前提に関する重要事象等について

第4 経理の状況

2. 監査証明について
 - 1 四半期連結財務諸表
 - (1) 四半期連結貸借対照表
 - (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書
四半期連結損益計算書
- 継続企業の前提に関する事項
注記事項
- （四半期連結貸借対照表関係）
 - （四半期連結損益計算書関係）
 - （セグメント情報等）
- セグメント情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

(訂正前)

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、平成24年1月期におきまして、太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の当期純損失を計上したことにより債務超過となりました。前連結会計年度におきましては、取引金融機関による優先株式の第三者割当増資の実施および債務免除等により債務超過は解消されました。しかしながら、当第1四半期連結累計期間におきましても、1億24百万円の営業損失、1億23百万円の経常損失、64百万円の四半期純損失を計上しており、本格的な業績の回復を確認できるまでに至っていないことに鑑み、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

(省略)

(訂正後)

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、平成24年1月期におきまして、太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の当期純損失を計上したことにより債務超過となりました。前連結会計年度におきましては、取引金融機関による優先株式の第三者割当増資の実施および債務免除等により債務超過は解消されました。しかしながら、当第1四半期連結累計期間におきましても、1億23百万円の営業損失、1億23百万円の経常損失、64百万円の四半期純損失を計上しており、本格的な業績の回復を確認できるまでに至っていないことに鑑み、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

(省略)

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

(訂正前)

(省略)

このような環境下において、当社グループは市場動向を見極めながら積極的に営業展開を行い、顧客ニーズに応えるべく製品等の改良施策を推進してまいりましたが、当第1四半期連結累計期間の売上高は12億48百万円（前年同期比29.0%減）となり、営業損失は1億24百万円（前年同期は1億71百万円の営業損失）、経常損失は1億23百万円（前年同期は1億65百万円の経常損失）、四半期純損失は64百万円（前年同期は1億67百万円の四半期純損失）となりました。

(省略)

(ディスプレイおよび電子部品)

パチスロ機の人気も一度は回復したものの、再びパチスロ機の稼働状況が低下し、当社の販売も減少いたしました。

国内需要の不振や中国市場の停滞により工作機械および産業用機械市場に停滞が見られ、当社スイッチパネルの販売は横ばいとなりました。

その結果、売上高は7億47百万円（前年同期比31.1%減）、営業利益は29百万円（前年同期比60.1%減）となりました。

(省略)

(訂正後)

(省略)

このような環境下において、当社グループは市場動向を見極めながら積極的に営業展開を行い、顧客ニーズに応えるべく製品等の改良施策を推進してまいりましたが、当第1四半期連結累計期間の売上高は12億48百万円（前年同期比29.0%減）となり、営業損失は1億23百万円（前年同期は1億71百万円の営業損失）、経常損失は1億23百万円（前年同期は1億65百万円の経常損失）、四半期純損失は64百万円（前年同期は1億67百万円の四半期純損失）となりました。

(省略)

(ディスプレイおよび電子部品)

パチスロ機の人気も一度は回復したものの、再びパチスロ機の稼働状況が低下し、当社の販売も減少いたしました。

国内需要の不振や中国市場の停滞により工作機械および産業用機械市場に停滞が見られ、当社スイッチパネルの販売は横ばいとなりました。

その結果、売上高は7億47百万円（前年同期比31.1%減）、営業利益は31百万円（前年同期比57.9%減）となりました。

(省略)

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等について

(訂正前)

当社グループは、平成24年1月期におきまして、太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の当期純損失を計上したことにより債務超過となりました。前連結会計年度におきましては、取引金融機関による優先株式の第三者割当増資の実施および債務免除等により債務超過は解消されました。しかしながら、当第1四半期連結累計期間におきましても、124,923千円の営業損失、123,844千円の経常損失、64,795千円の四半期純損失を計上しており、本格的な業績の回復を確認できるまでに至っていないことに鑑み、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

(省略)

(訂正後)

当社グループは、平成24年1月期におきまして、太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の当期純損失を計上したことにより債務超過となりました。前連結会計年度におきましては、取引金融機関による優先株式の第三者割当増資の実施および債務免除等により債務超過は解消されました。しかしながら、当第1四半期連結累計期間におきましても、123,273千円の営業損失、123,844千円の経常損失、64,795千円の四半期純損失を計上しており、本格的な業績の回復を確認できるまでに至っていないことに鑑み、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

(省略)

第4【経理の状況】

2. 監査証明について

(訂正前)

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年2月1日から平成25年4月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年2月1日から平成25年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

(訂正後)

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年2月1日から平成25年4月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年2月1日から平成25年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

また、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けており、改めて四半期レビュー報告書を受領しております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(訂正前)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年1月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年4月30日)
資産の部		
(中略)		
投資その他の資産		
その他	2,146,442	2,095,806
貸倒引当金	1,695,207	1,692,542
投資その他の資産合計	451,234	403,263
固定資産合計	5,479,562	5,383,130
資産合計	10,730,776	10,556,143

(省略)

(訂正後)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年1月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年4月30日)
資産の部		
(中略)		
投資その他の資産		
その他	<u>1</u> 2,146,843	<u>1</u> 2,097,857
貸倒引当金	<u>2</u> 1,695,608	<u>2</u> 1,694,593
投資その他の資産合計	451,234	403,263
固定資産合計	5,479,562	5,383,130
資産合計	10,730,776	10,556,143

(省略)

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 1 四半期連結累計期間】

(訂正前)

(単位 : 千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 2 月 1 日 至 平成24年 4 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 2 月 1 日 至 平成25年 4 月30日)
売上高	1,759,257	1,248,670
売上原価	1,311,410	965,289
売上総利益	447,847	283,381
販売費及び一般管理費	619,645	408,304
営業損失 ()	171,798	124,923
(中略)		
営業外費用		
支払利息	30,668	30,618
減価償却費	13,938	13,949
遅延損害金	25,470	-
その他	6,073	1,394
営業外費用合計	76,150	45,962
経常損失 ()	165,456	123,844

(省略)

(訂正後)

(単位 : 千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 2 月 1 日 至 平成24年 4 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 2 月 1 日 至 平成25年 4 月30日)
売上高	1,759,257	1,248,670
売上原価	1,311,410	965,289
売上総利益	447,847	283,381
販売費及び一般管理費	619,645	406,654
営業損失 ()	171,798	123,273
(中略)		
営業外費用		
支払利息	30,668	30,618
減価償却費	13,938	13,949
遅延損害金	25,470	-
貸倒引当金繰入額	-	1,650
その他	6,073	1,394
営業外費用合計	76,150	47,612
経常損失 ()	165,456	123,844

(省略)

【継続企業の前提に関する事項】

(訂正前)

当社グループは、平成24年1月期におきまして、太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の当期純損失を計上したことにより債務超過となりました。前連結会計年度におきましては、取引金融機関による優先株式の第三者割当増資の実施および債務免除等により債務超過は解消されました。しかしながら、当第1四半期連結累計期間におきましても、124,923千円の営業損失、123,844千円の経常損失、64,795千円の四半期純損失を計上しており、本格的な業績の回復を確認できるまでに至っていないことに鑑み、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

(省略)

(訂正後)

当社グループは、平成24年1月期におきまして、太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の当期純損失を計上したことにより債務超過となりました。前連結会計年度におきましては、取引金融機関による優先株式の第三者割当増資の実施および債務免除等により債務超過は解消されました。しかしながら、当第1四半期連結累計期間におきましても、123,273千円の営業損失、123,844千円の経常損失、64,795千円の四半期純損失を計上しており、本格的な業績の回復を確認できるまでに至っていないことに鑑み、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

(省略)

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

前連結会計年度 (平成25年1月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年4月30日)
<p>1 その他</p> <p>当社連結子会社JPN, INC.において、当社元常務取締役および子会社元取締役社長による不正行為が行なわれたため、当該不正行為に関連して発生した経費および人件費を不正実行者に対する貸付金に振り替え、401千円計上しております。</p>	<p>1 その他</p> <p>当社連結子会社JPN, INC.において、当社元常務取締役および子会社元取締役社長による不正行為が行なわれたため、当該不正行為に関連して発生した経費および人件費を不正実行者に対する貸付金に振り替え、2,051千円計上しております。</p>
<p>2 貸倒引当金</p> <p>当社連結子会社JPN, INC.において、当社元常務取締役および子会社元取締役社長による不正行為により発生した貸付金401千円に対して全額引当金を計上しております。</p>	<p>2 貸倒引当金</p> <p>当社連結子会社JPN, INC.において、当社元常務取締役および子会社元取締役社長による不正行為により発生した貸付金2,051千円に対して全額引当金を計上しております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

前第1四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年2月1日 至平成25年4月30日)
	<p>貸倒引当金繰入額</p> <p>当社連結子会社JPN, INC.において、当社元常務取締役および子会社元取締役社長による不正行為により発生した貸付金に対する貸倒引当金の繰入額を1,650千円計上しております。</p>

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(訂正前)

(省略)

当第1四半期連結累計期間(自平成25年2月1日至平成25年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			その他 (千円)	合計 (千円)	調整額 (千円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (千円)
	電子機器部 品製造装置 (千円)	ディスプレ イおよび電 子部品 (千円)	計 (千円)				
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	500,623	747,616	1,248,240	430	1,248,670	-	1,248,670
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	500,623	747,616	1,248,240	430	1,248,670	-	1,248,670
セグメント利益又は損失 ()	164,684	29,884	134,799	9,876	124,923	-	124,923

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽電池ウェーハ事業であります。

2. セグメント利益又は損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

(省略)

(訂正後)

(省略)

当第1四半期連結累計期間(自平成25年2月1日至平成25年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			その他 (千円)	合計 (千円)	調整額 (千円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (千円)
	電子機器部 品製造装置 (千円)	ディスプレ イおよび電 子部品 (千円)	計 (千円)				
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	500,623	747,616	1,248,240	430	1,248,670	-	1,248,670
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	500,623	747,616	1,248,240	430	1,248,670	-	1,248,670
セグメント利益又は損失 ()	164,684	31,534	133,149	9,876	123,273	-	123,273

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽電池ウェーハ事業であります。

2. セグメント利益又は損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

(省略)

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年4月23日

株式会社石井表記
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮本 芳樹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松嶋 敦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社石井表記の平成25年2月1日から平成26年1月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年2月1日から平成25年4月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年2月1日から平成25年4月30日まで）に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社石井表記及び連結子会社の平成25年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度末において債務超過は解消したものの、当第1四半期連結累計期間においても営業損失123,273千円、経常損失123,844千円、四半期純損失64,795千円を計上し、本格的な業績の回復に至っていないことから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して平成25年6月11日に四半期レビュー報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。